

# 嬉野市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年3月

嬉野市通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年から各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「嬉野市通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。本プログラムは、この会議で議論し策定します。

- ・ 小学校代表
- ・ P T A 代表
- ・ 佐賀国道事務所武雄維持出張所
- ・ 鹿島警察署交通課
- ・ 佐賀県杵藤土木事務所工務第二課
- ・ 嬉野市教育委員会
- ・ 嬉野市建設・新幹線課

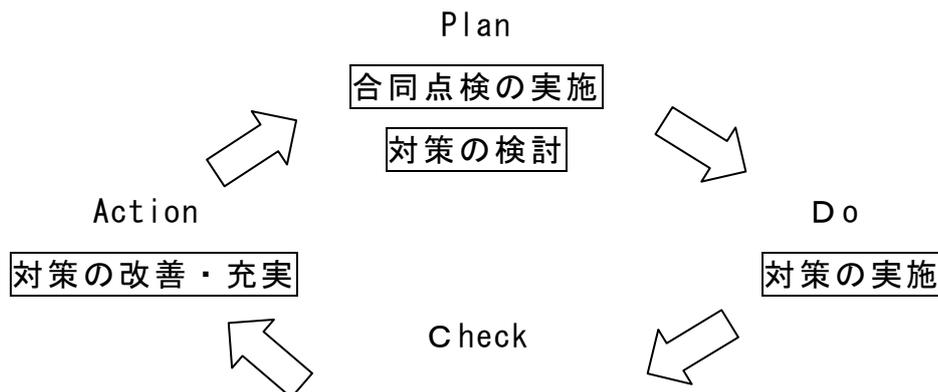
## 3 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のためのP D C Aサイクル]



## 対策効果の把握

### (2) 定期的な合同点検

#### ① 危険箇所の調査

通学路の危険箇所調査を実施します。(市内小学校へ調査を依頼)

#### ② 合同点検の実施時期等

- ・学校から報告を受けた危険箇所について、合同で点検します。
- ・実施時期は、夏季を中心に行い、必要に応じて冬季にも行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

#### ③ 合同点検の体制

小学校ごとに、学校関係者、道路管理者、警察関係者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

### (5) 対策の効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、小学校を通じて、対策効果を把握します。

### (6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。